

事業番号	0045	事業名	成年後見登記事務の運営
------	------	-----	-------------

外部有識者の評価結果

1 廃止	0
2 事業全体の抜本的な改善	1
3 事業内容の一部改善	5
4 現状どおり	0

【事業全体の抜本的な改善】

省内のみではなく、他省庁や利用者全体にメリットのあるシステム構築のため、現場レベルでの情報収集、意見交換が必要である。

真に利便性の高いシステムを構築する前提が満たされているかの検討や、EBPMの強化が必要である。

【事業内容の一部改善】

システムについては、抜本的な最適化設計が必要である。システムインテグレータに設計させるなど、調達方法についても再考が必要である。

法務省全体として今後の登録、証明書発行業務をどのように整備するか、その中で効率化をどう進めていくか等について、十分に検討していくことが重要である。

システムの構築に当たっては、他組織との業務の整合性や他の登録事務との重複等に踏み込んで検討し、必要十分なシステムとなるように検討・検証をしていくべきである。

CIO補佐官が役割を果たして、全体のシステムの効率性の改善に努め、その成果を積極的にアピールすべきである。

オンライン嘱託やかんたん証明書請求は実現できるよう前向きに検討すべきである。そのため、必要な法整備を含め、法務省においても積極的な検討、働きかけをしていくべきである。

オンライン化の推進により、処理時間の軽減、利便性の向上を図るべきである。ただし、将来の利用者増が見込まれるとはいえ、現状の利用者数を踏まえると、多額の費用をかけることは合理性がなく、費用を抑えた形での実現が望ましい。

オンライン化に伴うセキュリティの確保が必要である。

関係省庁・利用者等(登録する側の裁判所や利用する側の士業・福祉関係者等)と情報交換、意見交換を行い、その結果をシステム改修にいかすべきである。